

○府中市法定外公共物の管理に関する条例施行規則

平成14年3月29日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市法定外公共物の管理に関する条例(平成13年12月府中市条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例の例による。

(占用許可等の申請)

第3条 条例第4条第1項の規定により占用の許可を受けようとする者は、法定外公共物
占用許可申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その一部を省略することができる。

(1) 案内図及び位置図

(2) 平面図、縦横断面図、構造図及び設計仕様書

(3) 占用求積図、公図の写し、公共用地境界確定図の写し及び登記事項証明書

(4) その他市長が必要と認めるもの

(平17規則5・一部改正)

(占用の許可等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、占用を許可することに決定したときは法定外公共物占用許可通知書(第2号様式)により、占用を許可しないことに決定したときは法定外公共物占用不許可通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

(更新の申請)

第5条 条例第5条第2項の規定により更新の許可を受けようとする者は、許可期間満了の日の30日前までに法定外公共物占用許可更新申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、更新の許可の申請について準用する。

(占用料の徴収)

第6条 市長は、占用期間に係る占用料を占用許可の日から占用開始の日の前日までに納入通知書により徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

2 占用の許可の期間を更新したときは、市長は更新以降に係る分の占用料を更新の日から1月以内に徴収するものとする。この場合において、更新期間が1年を超える場合は、前項ただし書の規定を準用する。

(占用料の減免)

第7条 条例第8条第3項の規定により占用料の減免を受けようとする者は、法定外公共物占用料減免申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(減免の通知)

第8条 市長は、前条の規定により占用料の減免の申請があったときは、減免の可否について審査し、減免を決定したときは、申請者に対し法定外公共物占用料減免決定通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(工事完了の届出)

第9条 条例第9条の規定により検査を受けようとする者は、工事完了届出書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

(地位の承継申請)

第10条 条例第10条第2項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、地位承継届出書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法定外公共物占用許可書の写し
- (2) 平面図
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(原状回復に伴う占用の終了の届出)

第11条 条例第12条の規定により法定外公共物を原状に回復しようとする者は、法定外公共物占用終了届出書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月4日規則第5号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

付 則(平成17年4月28日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年3月31日規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和4年3月31日規則第37号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。